

資料 1

宇都宮市
Utsunomiya City

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた 福祉のまちづくりプラン」に係る 令和5年度の進捗状況及び 令和6年度の取組について

令和6年7月26日
保健福祉総務課



1 計画概要について

宇都宮市
Utsunomiya City

(1) 策定の目的

本計画は、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、
住み慣れた地域で、絆を深めながら、支え合うことができる

「地域共生社会」を実現するため、

地域の多様な主体が参画・協働しながら、複雑化・複合化し
た課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や、地
域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整
備やバリアフリー整備のハード施策の両面から、一体的に福祉
のまちづくりを推進するための計画として、令和5年2月に策
定した。



(2) 計画の構成

本市が目指す「福祉のまち」の姿

思いやりがあふれるまち

市民一人ひとりが他者を理解し、主体的に地域の活動に参加し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、ちょっとした手助け・声かけ・おもてなしなどが日常生活の中で自然に行われることで自律できるまち

基本目標 1

福祉の心をはぐくむ
人づくり

地域で支え合うまち

地域の誰もが絆や信頼関係を築きながら、地域において、住民が抱える様々な不安や悩み、課題を把握するとともに、地域の多様な主体や行政等と連携協力して、解決することができる、住み慣れた地域で支え合いながら生活を送れるまち

基本目標 2

共に支え合う
地域づくり

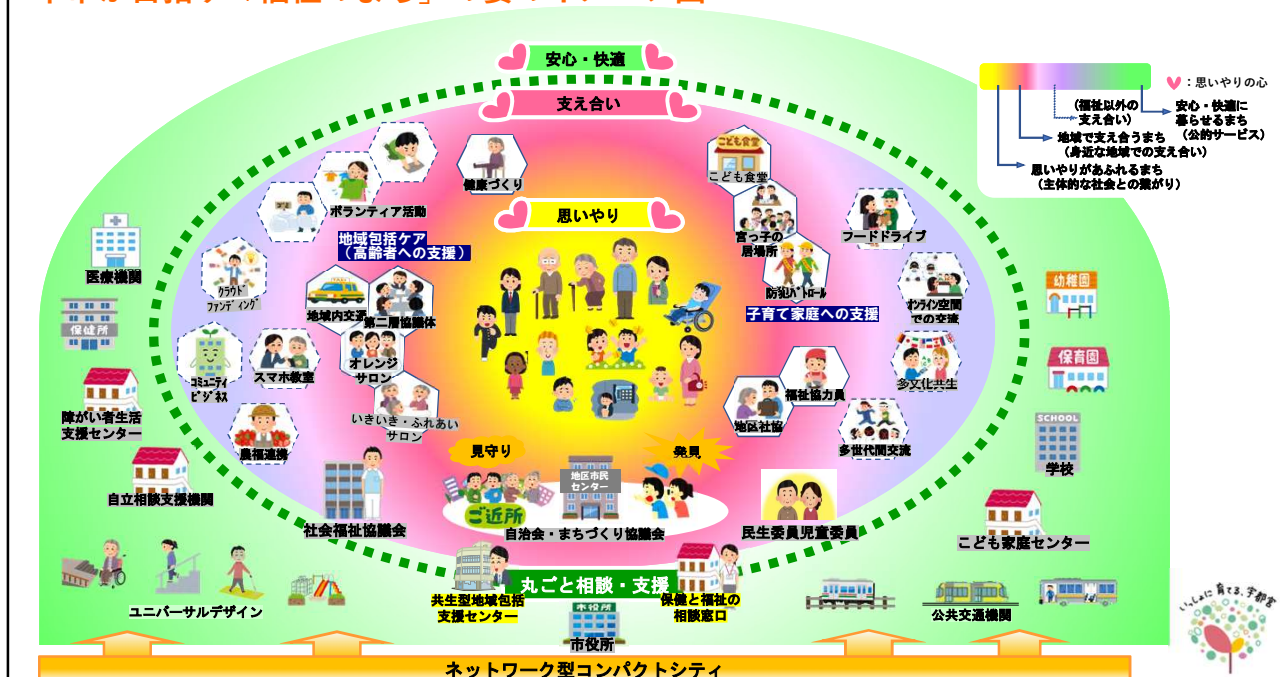
安心・快適に暮らせるまち

交通・交流施設などの都市基盤や、身近な施設・住宅などの生活基盤の利便性が向上し、交流活動が広がるとともに、これまで以上に多様な福祉サービスが提供され、誰もが生きがいを感じながら、安心して生活が送れるまち

基本目標 3

安心して暮らせる
福祉の基盤づくり

本市が目指す「福祉のまち」の姿のイメージ図



1 計画概要について



基本目標1 福祉の心をはぐくむ 人づくり

- ・共生のこころをはぐくむプロモーション
- ・宮デジサポーターによるデジタル知識・技術の伝達支援



【成果指標】
身近な地域活動に参加意欲のある市民の割合
(現状値) (目標値)
33.7% ⇒ 50.0%

基本目標2 共に支え合う地域づくり

- ・宮っこの居場所づくりの推進
- ・支え合い協議会の設置
- ・参加支援事業



【成果指標】
地域における居場所への参加者延べ人数
(現状値) (目標値)
69,958人 ⇒ 100,000人

基本目標3 安心して暮らせる 福祉の基盤づくり

- ・包括的相談支援事業
- ・多機関協働事業
- ・成年後見制度の利用促進
- ・公共施設のバリアフリーの推進
- ・民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅セーフティネットの構築



【成果指標】
共生型相談窓口で受けた相談が支援につながった割合
(現状値) (目標値)
— ⇒ 100%

1 計画概要について



(3) 計画の進行管理

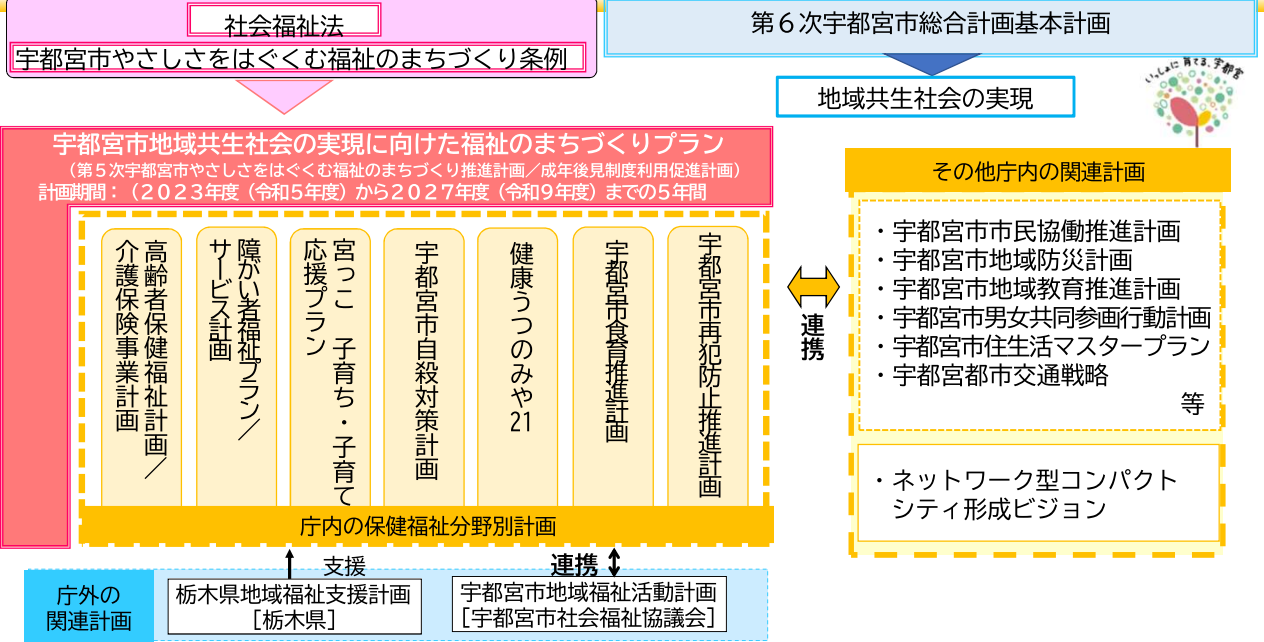
各施策の代表的・効果的な37取組については「重点取組」として、毎年度、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会」において進捗を確認する。

また、重点取組以外の取組については、各担当課で主体的に進行管理を行う。

まとめられた進捗状況は「宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会及び全体会）」に報告し、取組状況の評価を行う。



1 計画概要について



1 計画概要について



(4) 計画計上事業の考え方

福祉分野の上位計画として

- 分野別計画と連携し、包括的に展開することが必要な事業(他分野と連携・協働が必要な事項や課題に対する事業)
- 分野別計画に位置付けられている事項のうち、地域福祉の推進に向け、特に重要な事業
- その他、法・条例で盛り込むべきとされる事項のうち、分野別計画に位置付けがない事項に対する事業

※それぞれの分野固有の施策や目標等については、分野別計画に基づいて推進し、分野別計画の一部または全部をもって本計画の一部とみなす。



2 令和5年度の進捗状況について



(1) 評価区分

ア 重点取組 (37取組)

定量的評価については、年次目標に対する達成率の数値により、定性的評価については、以下の基準により、以下のとおり評価を行う。

定量的評価 (年次評価に対して)	定性的評価	取組の 評価
達成率100%以上	概ね順調に進捗しており、 特に改善すべき課題のない事業	A
達成率70～100%未満	概ね順調に進捗しているが、 一部改善すべき課題がある事業	B
達成率70%未満	改善すべき課題がある事業	C



2 令和5年度の進捗状況について



イ 基本目標

基本目標の評価においては、令和6年度行政評価・施策カルテにおける評価の考え方に準じ、A～Cの3段階評価で点数化し、点数の合計を重点取組の数で除し、1取組の平均値を算出した上で、100点満点に換算し、換算後の点数によって総合評価を実施する。

(A評価：25点，B評価：20点，C評価：15点)

区分	総合評価
90点以上 ※C評価がある場合を除く	順調
75点以上90点未満	概ね順調
75点未満	やや遅れている

【例】 指標が5つあり，A評価が3取組，B評価が2取組の場合
 $(25点 \times 3 + 20点 \times 2) \div 5 \times 4 = 92.0点$ 【順調】と評価する



(2) 基本目標ごとの評価



【基本目標１】福祉の心をはぐくむ人づくりの取組状況について

計画 No	取組名	取組内容	評価
1	共生のころをはぐくむ プロモーション	共生のころをはぐくむ人づくりの推進に関する 周知・啓発活動の実施	A
2	ころのユニバーサルデザイン 運動の推進	やさしさや思いやりの気持ちをはぐくむための周 知・啓発活動の実施	A
3	障がいや障がい者への理解促進 及び差別解消	障がいを理由とする差別解消の促進と障がい特性 に応じた配慮ができる人材の育成	A
7	宮っ子心の教育の推進	各学校において、児童生徒の豊かな心を育てるた めの体験学習等を実施	B
11	すべての世代を対象とした 福祉共育の推進	配慮が必要な方々を疑似体験することで理解を深 める出前型の福祉講座の実施	A
13	若者ボランティア認定制度	若い世代による自主的かつ継続的なボランティア 活動の促進	B
15	「宮デジサポーター」によるデ ジタル知識・技術の伝達・支援	スマートフォンの操作方法などを教えるボラン ティア「宮デジサポーター」の養成を実施	A

【基本目標１】福祉の心をはぐくむ人づくりの取組状況について



《基本目標１の取組の評価》

重点取組 7

評価	定量的評価	取組数	定性的評価	取組数	計
A	達成率 100%以上	3	概ね順調に進捗しており、 特に改善すべき課題のない事業	2	5
B	達成率 70～100%未満	1	概ね順調に進捗しているが、 一部改善すべき課題がある事業	1	2
C	達成率 70%未満		改善すべき課題がある事業		

評価点数 94.2点【順調】

- ・新型コロナウイルス感染症の収束後、社会活動が本格的に再開され、身の回り
の高齢者等にスマートフォンの操作方法などを教えるボランティア「宮デジサ
ポーター」の養成などの講座は着実に進んでいるが、小中学校における「宮っ
子心の教育」の指標としている「誰に対しても、思いやりの心を持って接して
いる」と回答した中学３年生の割合は目標値を下回っており、これからを担う
子どもや若者世代へ相互理解のための交流活動などを、更に推進していく必要
がある。

【基本目標 2】共に支え合う地域づくりの取組状況について



計画 No	取組名	取組内容	評価
17	まちづくり活動応援事業の推進	まちづくり活動の活発化を図る	B
20	自治会加入促進	自治会活動の活性化に関する支援	B
21	民生委員児童委員活動等に対する支援	民生委員児童委員活動に必要な知識・技術の習得や協議会の活動の支援	B
24	福祉協力員活動の充実	身近な地域で見守りや声かけ活動などを行う福祉協力員活動の充実・強化を図る	B
27	ボランティアセンターの充実	市民のボランティア活動に関する支援	B
28	宮っこの居場所づくりの推進	子どもへの様々な体験・経験、交流機会の提供や子育て家庭への個々の状況に応じた支援を行う居場所づくりの推進	A

【基本目標 2】共に支え合う地域づくりの取組状況について



計画 No	取組名	取組内容	評価
32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進	身近な場所に集える場所を提供し、仲間づくりや生きがいを居場所づくりの推進	A
36	参加支援事業	地域社会とのつながりづくりのための地域資源とのマッチング支援	A
39	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備	認知症の方やその家族のための地域の見守り・協力の体制の構築や事故等の損害補償制度の実施	A
40	コミュニティワーカーの育成支援	地域におけるネットワークづくりを推進するためのコミュニティワーカーの確保や育成	B
41	支え合い協議会の設置	関係機関と連携し、市全域に共通する課題について、支え合いの取組の実施や支援策の検討	A

【基本目標 2】共に支え合う地域づくりの取組状況について



≪基本目標2の取組の評価≫ 重点取組 1 1

評価	定量的評価	取組数	定性的評価	取組数	計
A	達成率100%以上	3	概ね順調に進捗しており、特に改善すべき課題のない事業	2	5
B	達成率70～100%未満	4	概ね順調に進捗しているが、一部改善すべき課題がある事業	2	6
C	達成率70%未満		改善すべき課題がある事業		

評価点数 89.0点【概ね順調】

- ・地域の市民活動は、会員等の高齢化や運営ボランティアの不足など、担い手不足の課題が多くの団体や活動でみられており、関心を持ち、市民活動に参加する人を増やす必要がある。
- ・「宮っこの居場所」や「ふれあいいきいきサロン」など、地域における居場所は増加傾向にあるが、情報交換や研修などにより安定的な運営のための体制強化や地域のネットワークづくりが求められている。

【基本目標 3】安心して暮らせる福祉の基盤づくりの取組状況について



計画No	取組名	取組内容	評価
45	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	障がい者や高齢者にわかりやすい行政情報の提供を推進	A
48	包括的相談支援事業（保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター）	世代や属性、相談内容等に関わらず相談を受け止め、必要な支援に繋ぐ共生型の相談窓口の設置	A
51	こども家庭センターの設置	妊婦から子育て世帯まで切れ目のない支援の更なる充実を図る	A
52	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	必要な支援が届いていない個人や世帯に適切な支援が届くよう、アウトリーチ等による継続した支援を実施	C
55	宮っ子ステーション事業の推進	地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進	A
56	多機関協働事業	多機関の協働による包括的支援体制を構築・強化	C

【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくりの取組状況について

宇都宮市
Utsunomiya City

計画 No	取組名	取組内容	評価
57	ヤングケアラー対策の推進	ヤングケアラーの早期把握，相談支援と社会認知度向上の取組の推進	A
59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実	不登校児童生徒の「学びの機会」を保障し，将来の「社会的自立」に向け支援する	A
60	つながりサポート女性支援事業	NPO等と連携した相談支援体制の強化	A
67	障がい者の就労支援の充実	就職ガイダンス等の就労支援策の実施と就労の場の拡大	B
69	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用	成年後見審判請求市長申立の実施と申立に要する経費や成年後見人等の報酬の確保	B
74	中核機関の設置・運営	専門的な権利擁護支援の相談に対応し，広報や相談支援等の機能を担う。	B
78	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築	司法・福祉・行政等の関係機関による権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築のための協議会の設置	A

【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくりの取組状況について

宇都宮市
Utsunomiya City

計画 No	取組名	取組内容	評価
81	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発	B
83	虐待・DV防止対策の強化	虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた支援の充実	A
84	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	誰もが移動しやすい交通環境の創出	B
85	民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅セーフティネットの構築	居住支援協議会による住まい探しや福祉へのつなぎ，セーフティネット専用住宅における家賃低廉化等の補助，不動産事業者向け居住支援セミナー開催などの居住支援	B
93	公共的施設のバリアフリーの推進	傾斜路，手すり，エレベーター，便所の改修費の一部を補助	B
95	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	バス事業者等のノンステップバス導入に対する支援	A

【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくりの取組状況について



《基本目標3の取組の評価》

重点取組 19

評価	定量的評価	取組数	定性的評価	取組数	計
A	達成率100%以上	5	概ね順調に進捗しており、特に改善すべき課題のない事業	5	10
B	達成率70～100%未満	2	概ね順調に進捗しているが、一部改善すべき課題がある事業	5	7
C	達成率70%未満	2	改善すべき課題がある事業		2

評価点数 88.4点【概ね順調】

- ・「保健と福祉のまるごと相談窓口」や「こども家庭センター」など相談体制の充実を図られたが、複雑化・複合化した課題を受け止め支援につなげていくためには、引き続き、制度の理解や支援スキルの向上などを図る必要がある。

※令和5年度から開始した重層的支援体制整備事業に関連する取組については、事業開始前に趣旨に鑑み最大数で見込み、評価指標として目標値を設定していたため、今年度は2事業（No.52/No.56）で目標値を下回りC評価となっている。実際の運用開始後には、各分野の連携や役割分担などにより、当該事業の該当としなくても、単一分野でも支援が可能だったものも多くあったことから、円滑に事業が実施されているものと評価している。

【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくりの取組状況について



- ・ヤングケアラーや困難な問題を抱える女性、犯罪を犯した人など、すべての市民が社会で孤立することのないよう、理解促進と啓発、支援の充実が必要である。
- ・障がい者の自立に向けて、就労支援の充実を図る必要がある。
- ・認知症高齢者等が増加するなかで、費用（申立、報酬）の助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、適切に制度を利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。
- ・生活を支えるバスなどの交通機関や住まいに関する支援、ノンステップバス導入や公共的施設のバリアフリーなど、誰もが生活しやすい環境づくりのためにはさらなる推進が必要である。

3 令和6年度の取組について



(1) 取組方針

- ・ 本市が目指す福祉のまちの姿である「思いやりがあふれるまち」「地域で支え合うまち」「安心・快適に暮らせるまち」の実現を目指し、基本目標として掲げた「福祉のこころをはぐくむ人づくり」「共に支え合う地域づくり」「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」に資する取組の目標達成に向け、着実に取り組む。
- ・ 令和5年度の各取組の課題や進捗状況を踏まえ、令和6年度も引き続き、事業を推進していく。



3 令和6年度の取組について



(2) 主な取組

【基本目標1】福祉のこころをはぐくむ人づくり

令和5年度 の評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後、社会活動が本格的に再開され、身の回りの高齢者等にスマートフォンの操作方法などを教えるボランティア「宮デジサポーター」の養成などの講座は着実に進んでいるが、小中学校における「宮っ子心の教育」の指標としている「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中学3年生の割合は目標値を下回っており、これからを担う子どもや若者世代へ相互理解のための交流活動などを、更に推進していく必要がある。

今後の 取組

- ・ 学校等における体験や交流活動を通じ、障がい者をはじめとする相互理解が進むよう、福祉教育を充実していく。

No3 障がいや障がい者への理解促進
No7 宮っ子心の教育の推進
No11 すべての世代を対象とした福祉共育の推進



3 令和6年度の取組について



【基本目標2】共に支え合う地域づくり

令和5年度 の評価

- ・地域の市民活動は、会員等の高齢化や運営ボランティアの不足など、担い手不足の課題が多く、多くの団体や活動でみられており、関心を持ち、市民活動に参加する人を増やす必要がある。

今後の 取組

- ・活動に関する情報発信を行うことで、活動内容を理解し関心を持つ人を増やし、参加を促進する。

No17 まちづくり活動応援事業の推進
No21 民生委員児童委員活動等に対する支援
No27 ボランティアセンターの充実
No28 宮っこの居場所づくりの推進
No32 ふれあいいきいきサロン事業の推進



3 令和6年度の取組について



【基本目標2】共に支え合う地域づくり

令和5年度 の評価

- ・「宮っこの居場所」や「ふれあいいきいきサロン」など、地域における居場所は増加傾向にあるが、情報交換や研修などにより安定的な運営のための体制強化や地域のネットワークづくりが求められている。

今後の 取組

- ・活動が安定して継続していくために、関係機関の情報交換や研修会などにより支援体制を強化する。

No20 自治会加入促進
No32 ふれあいいきいきサロン事業の推進

- ・地域における関係団体の連携・協働をとおり、ネットワークづくりを推進する。

No40 コミュニティワーカーの育成支援(社会福祉協議会地区担当の相談支援充実)



3 令和6年度の取組について



【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくり（福祉サービスの充実）

令和5年度 の評価

- ・「保健と福祉のまるごと相談窓口」や「こども家庭センター」など相談体制の充実
は図られたが、複雑化・複合化した課題を受け止め支援につなげていくためには、
引き続き、制度の理解や支援スキルの向上などを図る必要がある。

今後の 取組

- ・支援を必要としている人が支援につながるよう相談窓口
の周知啓発を推進するとともに、潜在的な課題を抱える世
帯や個人を取り残さないよう情報感度を高め、事例をと
おして支援方法のスキルの向上を図る。

No48 包括的相談支援事業（保健と福祉の相談窓口「エールU」）
No51 こども家庭センター
No52 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
No56 多機関協働事業



3 令和6年度の取組について



【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくり（福祉サービスの充実）

令和5年度 の評価

- ・ヤングケアラーや困難な問題を抱える女性、犯罪を犯した人など、すべての市民が
社会で孤立することのないよう、理解促進と啓発、支援の充実が必要である。
- ・障がい者の自立に向けて、就労支援の充実を図る必要がある。

今後の 取組

- ・すべての市民が社会で孤立することのないよう、ヤングケ
アラーや困難な問題を抱える女性、犯罪を犯した人などの
相談窓口の周知啓発に努めるとともに、新規支援サービス
や関係機関との連携強化など、支援体制を強化する。

No57 ヤングケアラー対策の推進、No60 つながりサポート女性支援事業
No81 社会を明るくする運動

- ・障がい者の自立に向けて、個人の能力や障がい特性に応じ
た就労につながる機会を創出するとともに、企業に就労支
援事業への参加を促進する。

No67 障がい者の就労支援の充実

3 令和6年度の取組について



【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくり（権利擁護の充実）

令和5年度 の評価

- ・認知症高齢者等が増加するなかで、費用（申立、報酬）の助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、適切に制度を利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。

今後の 取組

- ・判断能力に不安のある方が、成年後見制度をより利用しやすくなるよう、申立等費用の助成など支援策の検討を進めるとともに、市民向けの講演会や関係者向けの研修会など周知啓発や相談体制の充実を図る。

No69 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用
No74 中核機関の設置・運営



3 令和6年度の取組について



【基本目標3】安心して暮らせる福祉の基盤づくり（快適なまちづくりの推進）

令和5年度 の評価

- ・生活を支えるバスなどの交通機関や住まいに関する支援、ノンステップバス導入や公共的施設のバリアフリーなど、様々な取組は進んでいるが、誰もが生活しやすい環境づくりのためにはさらなる推進が必要である。

今後の 取組

- ・住まいの確保が困難な方のための居住支援を推進し、生活交通の確保のためのバス路線の維持・存続や地域内交通の拡大をすすめるとともに、公共的施設のバリアフリーを推進するなど、ハード面においても誰もが快適なまちづくりを推進する。

No84 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築
No85 民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅セーフティネットの構築
No93 公共的施設のバリアフリー化の推進

